

令和8年度ニホンザル生息状況調査等業務委託 仕様書

1 目的

近年のニホンザルの生息域拡大に伴い、農作物等の被害が発生している一方、被害軽減に向けた効果的な捕獲及び個体群管理に必要な群れの分布状況等の詳細な情報の不足が課題となっている。

については、生息状況調査によりニホンザルの群れ状況を把握し、今後のニホンザル管理事業実施計画及び市被害防止計画の基礎資料とするとともに、捕獲を強化するための体制づくりや捕獲従事者の技術向上を図るなど、被害防止対策を総合的に講じることによって個体群を安定的に維持し、かつ農作物等の被害を軽減することで、営農再開に寄与することを目的とする。

2 期間

契約締結日から令和9年2月26日

3 業務内容

(1) 業務打ち合わせ

業務開始時に打ち合わせを1回、業務中間に1回実施する。

(2) GPS 発信機の装着

群れの行動圏を把握することを目的として、対象群とする2群の成獣メスにGPS発信機をそれぞれ1頭に装着する(2群で2頭)。詳細は次のとおり。

① 対象群の選定

業務開始時の打ち合わせの際に、発注者と協議の上決定する。

② 通信式センサーカメラの設置

生体捕獲作業の円滑化を図るため、通信式センサーカメラ6台(7か月)を使用する。

設置箇所を選定するため現地調査を行い、設置箇所の候補地を南相馬市に報告する。候補地地権者との交渉及び設置許可取得は南相馬市が実施する。

③ 捕獲及び装着

捕獲方法は、麻酔銃もしくは箱わなを使用することとし、装着した個体の性別、年齢、発信機の周波数、捕獲地点等を記録する。なおGPS発信機は受託者が準備する。

また、履行期間内にGPS発信機の装着が完了しない場合は、捕獲作業時の記録を示し、発注者と協議の上対応を決定する。

(3) 個体数調査

GPS発信機を装着した個体が帰属する群れの個体数調査を目視により実施する(4群)。各個体の性別及び年齢階層区分を記録し、年齢階層区分は、オトナ・ワカモノ・コドモ(年齢別)・アカンボウとする。また、調査時に目視した採食

物や利用環境なども記録する。

対象群は、下記業務の対象群以外から選定するものとし、開始時の打ち合わせの際に、発注者と協議の上決定する。

- ・福島県鳥獣被害防止対策パッケージ事業

(4) 追跡調査

GPS 発信機を装着した個体が帰属する群れを追跡し、GPS 発信機の情報を収集し行動圏を明らかにする（2群）。また、調査時に目視した採食物や利用環境なども記録するとともに、過年度の聞き取り調査結果も考慮し、福島県ニホンザル保護管理計画の群れレベル評価表を基に、対象群の加害レベル評価を行う。

対象群は、下記業務の対象群以外から選定するものとし、開始時の打ち合わせの際に、発注者と協議の上決定する。

(5) 他群の基礎情報調査

(3)及び(4)、福島県鳥獣被害防止対策パッケージ事業調査以外の市内各群（以降「他群」という。）について、行動特性を評価し、2027年度南相馬市ニホンザル管理事業実施計画書の基礎情報を収集するため、人工等可能な範囲で次の調査を行う。

①想定する他群の数：10～12群

②想定する人工：技師B（4～5人）、技師C（8～10人）

③調査手法

ニホンザルの被害発生状況を把握するため、住民等へ聞き取り調査を行い、情報を収集する。また、調査中に発信機等が装着されている群れの電波を確認した場合は、群れの位置を特定し、福島県ニホンザル保護管理計画の群れレベル評価表の判定項目ごとに情報を収集する。発信機等が装着されていない群れや、電波を確認できない場合は、群れ探索行動特性調査（ルートセンサス）を実施する。

対象群の選定は、業務開始時の打ち合わせの際に、発注者と協議の上決定する。調査結果は、ニホンザル管理実施計画など既存資料と比較検討を行う。

(6) 大型檻捕獲技術指導（候補地選定、設置、誘引監視）

大型檻での捕獲実施体制について南相馬市と協議を行い、捕獲専任員等を含めた捕獲体制を構築し、捕獲従事者への大型檻に特化した捕獲技術指導を実施する。詳細は次のとおり。

① 指導内容は、大型檻設置場所の選定・大型檻の設置また移設・誘引監視とし、現地での直接指導に加え、適宜電話等でのアドバイスを行う。

② 受託者は既にGPS首輪が装着されている2群を対象に、GPSデータから高頻度利用地域等の解析を行い、現地調査によって大型檻設置の候補場所を選定する。

③ 大型檻設置の候補場所において餌付けおよび誘引監視の実施を指導する。

実施に先立ち、地権者の設置許可は南相馬市が実施する。

- ④ 餌付けおよび誘引監視の結果をもとに、最も餌付いた場所を檻設置場所として選定する。
- ⑤ 選定場所に大型檻を設置し、設置方法を指導する。
- ⑥ 大型檻設置後の餌付けおよび誘引監視、檻稼働の実施を指導する。
- ⑦ 大型檻2基と誘引に必要な餌については市が用意するものとする。

(7) 実施計画書(案)の作成及び捕獲実施マニュアルの作成

- ① (4)及び(5)の結果を踏まえ、南相馬市におけるサル個体群の管理方針案の検討を行い、特定計画に基づく南相馬市ニホンザル管理事業実施計画書案(計画期間:2027年4月~2028年3月)を作成する。内容の検討にあたっては、南相馬市と十分に協議するものとする。
- ② 上記の実施計画に基づいて実施する捕獲作業について、群れごとの捕獲方針や捕獲方法などをまとめた簡易的な捕獲実施マニュアルを作成する。
- ③ 実施計画書(案)は、2027年1月29日までに発注者へ提出するものとする。

(8) 成果品の提出

- ① 調査報告書 1部
※南相馬市ニホンザル管理事業実施計画書案及び捕獲実施マニュアルを含む
- ② 調査報告書の内容を記録した電子データ 1式
- ③ その他担当者が指示したもの
※電子データには、収集したGPSデータなどGISファイルも提出する。

4 注意事項

(1) 放射能汚染対策等

業務実施にあたり、電離放射線障害防止規則(昭和47年9月30日労働省令第41号)に留意するものとする。

(2) 物品の帰属

本業務で購入した電波発信機については、業務終了後は発注者に帰属する。

5 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

6 その他

受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事情が生じたとき、又は本仕様書に記載の無い細部の事項について、発注者とすみやかに協議を行い、その指示に従うこと。